

令和6年度福島12市町村への移住を伴う起業促進に関する
事業業務委託公募型プロポーザルの質問書に対する回答

2024年2月29日

	質問事項	質問内容	回答
1	起業の定義について	・現在他の地域で店舗を経営中→経営者が他都道府県から該当エリアに移住し、再度同じ業態（飲食店→飲食店等）にて店舗開業を行う場合	現在地で事業を営む経営者が12市町村管内にて同じ業態（同店名、関連店名）で店舗開業する場合は単純な「事業移転」となり起業の要件には当てはまりません。但し、「ラーメン店」→「喫茶店」等飲食業でも別分野の開業であれば起業の要件に当てはまります。
2		・現在他の地域で店舗を経営中→経営者が他都道府県から該当エリアに移住し、他の業態（美容院→飲食店等）にて店舗開業を行う場合	現在地で事業を営む経営者が12市町村管内に移住し、別業態で店舗開業するケースは起業の要件に当てはまります。
3		・現在他の地域で企業を運用中→同企業の授業員が他都道府県から該当エリアに移住し、他エリアの事業と同じ業態（飲食店→飲食店等）で店舗開業を行う場合	企業の従業員が他地域から12市町村管内に移住し他地域の事業と同じ業態で起業するケースは「店舗の暖簾分け」「FC運営会社社員のFCオーナーとしての独立」のケースであれば起業の要件に当てはまります。
4		・現在他の地域で企業を運用中→同企業の授業員が他都道府県から該当エリアに移住し、新たな事業として（美容院→飲食店等）店舗開業を行う場合	企業の従業員が12市町村管内に移住し新たな事業の店舗開業するケースは新規独立開業のケースになり起業の要件に当てはまります。
5	委託費の使用方法について	・東京都など本エリア以外の場所にて、福島県12市町村への移住/起業に関心のある人を発掘するために、イベントなどの実施も可能な施設（該当エリアにまつわるアンテナショップ型飲食店など）を開設する際の設定費（工事代金等）等。	・本事業における予算を他地域での施設開設費用に充てる事は原則としてできません。12市町村以外の地域で起業人材の確保に結び付く事業（イベント・スクール等）を実施する事は可能です。